

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	6	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外国子会社合算税制の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC 税制）について、①租税回避と関係しないものと考えられる場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きく、②軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、海外でも対象の縮減等の見直しが進んでいる。わが国においても、企業の海外展開を後押しするため、外国子会社合算税制への対応に伴う企業の負担等を踏まえた見直しを行う。</p>		
関係条文	法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外国子会社合算税制について、ビジネスの実態や国際課税環境の変化等を踏まえた見直しを行い、同税制が日本企業の海外展開を阻害することのないよう、企業の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>外国子会社合算税制は、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度である。一方で、同税制においては、租税回避と関係しないものと考えられるケースへの形式的な課税や、ビジネス実態と経済活動基準等の乖離による事業活動上必要な会社等への課税が生じている。そのため、海外展開を行う日本企業から同税制に係る負担の軽減を求める要望が大きく、制度の見直しが必要である。</p> <p>また、グローバル・ミニマム課税の導入により新たな事務負担の発生が見込まれていることや、諸外国においてはグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い対象の縮減等の見直しが進んでいること等を踏まえ、日本企業に過度な事務負担が生じないよう、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		健全な海外展開を行う日本企業に係る負担や、グローバル・ミニマム課税の国内法制化に係る事務量の増加等を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。	

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用 による効果（手段と しての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の 達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 22 年度 拡充（合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%）） （統括会社特例の導入）</p> <p>平成 25 年度 拡充（無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し）</p> <p>平成 27 年度 拡充（被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し）</p> <p>平成 28 年度 拡充（外国税額控除の適正化）</p> <p>平成 29 年度 拡充（外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） （航空機の貸付けの取扱いの見直し）</p> <p>平成 30 年度 拡充（日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益 に対する合算課税の見直し） （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し）</p> <p>令和元年度 拡充（ペーパーカンパニーの範囲等の見直し）</p> <p>令和 2 年度 拡充（部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し）</p> <p>令和 5 年度 拡充（特定外国関係会社の適用免除基準の見直し） （書類添付義務の見直し）</p>	

	令和6年度	拡充	(ペーパーカンパニー特例の見直し)
	令和7年度	拡充	(合算時期の見直し) (申告書添付書類の一部見直し)